

秘密指定解除
公文書監理室

外務省
公文書監理室

旧軍人・軍属等韓国人遺骨(911柱)の引渡し

50.1.9

北東アジア課

宮年12月20日釜山空港において本件遺骨911柱を

当方より韓国政府に引渡したところ、これに伴う交渉
及び行事等の概要ならびに今後の教訓事項等は次

のとおりである。

1. 引渡しに至るまでの韓国政府との交渉

(1) 宮年2月1日当方は韓国政府の要望により、厚生省作成
による本件遺骨リストを韓国側に再交付したところ、韓国

政府(保健社会部)は2月7日付ソウル新聞に同リストを発表して遺族の申告を求める公告文を発表し関係

遺族の申告受理を開始したが、7月20日韓国側の作成した遺族リストをベースとした返還を申し越すとともに

に、8月1日保健社会部作成の988名の遺族リストを提出越した。

(2) これに対し、厚生省の上記リストの検討結果(一部、韓国側へ再照会して確認したものも含む)、当方

としては韓国側へしかるべき正式引渡し要請があれば、911柱については従来必要としていた遺族確認

のための證明書類の提出を必要とせずに正当な遺族であることを認め、引渡すことが可能であるとの判断に

より、具体的引渡し要領について、主として来日した韓国外務部北東亞州第一課長を中心に交渉を進めた。

(3) 当方は、今回の遺骨の引渡しは韓国政府を介して行なわれたため、当方(厚生省)が直接遺族の引取り要求及び証明書基準による遺族の確認を行なつたいため、他の第三者から本引渡しが不当であるとされる可能性がある。12月19日韓国側より「遺族より現に遺骨の引取り要請があり、証明書基準による調査の結果91名が正当な遺族であることが認められたので韓国政府に關係遺骨の引渡しを要請する。受領した

遺骨は速やかに遺族へ引渡す。」との趣旨を内容に含んだ口上書(別添1)を受領し、これに対し当方より「引渡しに応じるが、遺骨は速やかに遺族へ転達するよう要請する。旨を含む口上書(別添2)

にて回答した。

(4) 引渡し要領についての双方の基本的同意事項は次のとおり。

(イ) 引渡しに先立ち、日本側は慰靈行事を行なう。

(ロ) 遺骨の体積は前例に準ずる(別添3.)ものとし、

日本側が12月20日釜山空港へ空輸し、同空港において韓国政府に引渡す。

(ハ) 引渡しは厚生政務次官及び保健社会部次官の間で行なう。

(ニ) 12月21日釜山市において行なわれる韓国側慰靈祭には在韓國後官大使・在釜山田村総領事が出席する。

(ホ)

(ア) 韓国内では一角の補償問題に起因して不穏な動きもあるので、本件の発表はつとめて小規模のものとする。

(山下政務次官は韓國側行事に列席することなく
同日特別機関で帰國する。)

(5) 19日午後、釜山市方舎において双方事務担当官による最終的打合せを行なった。(結果鎮東、池田、宮下事務官参加)

2. 日本側慰靈行事

12月19日午後2時から、目黒祐天寺において本件引渡し遺

骨の慰靈のため厚生省主催による「旧軍人・軍属等遺骨韓
國奉還慰靈祭」が、厚生政務次官(代行 八木哲夫復興課

局長)、羽田野外務政務次官、金永善駐日韓国大使

外國側者列席のもと、しめやかに行なわれた。式上、兩次官及び韓国大使の追悼の辞がいべられ、列席者が獻花の

のち開會式した。なお式上は外務省からはアジア局長(代行 中江次長)、北東アジア課課長(代行 朝済事務官)が、また

来日中の韓国保健社会部 金榮錫環境衛生課長、医師
有志団体等代表が列席した。

3. 遺骨の輸送

遺骨の輸送は、厚生省が担当し、祐天寺から羽田空港

までに借り上げバスにより、羽田～金山間は日本航空より
(日本側の引渡責任者である)

チャーターした特別不整車により行なわれ、山下厚生政務次官は

から12名(金榮錫環境衛生課長、坂上純一郎アド事務官含む)

と911枚の遺骨を乗せ、午前8時50分羽田発、10時50分

金山空港に到着した。

4. 遺骨の引渡し

遺骨箱

午前11時から、同空港ビル前で 韓国側作業員50名の協力を得て、航空機より韓国側手配の専用トラック(自

布により裏蓋を付したもの)に積替えられた。一方空港貴賓室において、山下次官より朴社会保健部次官に対し代

表遺骨及び遺骨リストを手交し、11時40分引渡し行事
を終了した。同席には日本側から後宮大使、田村總領

事、厚生省援護局石田調査課長等が、韓国側から釜
山市長、~~外務部~~豊州局長等が立会し、引渡し事

に山下次官から「残存遺骨は私が次官として在任中、一
刻も早く、一柱も残さないよう引渡すよう努力したい。」と

述べたところ、朴次官はこれを了とし政務次官がわざわ
ざ来轉したことに深い謝意を表明した。同市衛生
なお特別被着陸券の待機中に後宮大使から朴次官へ遺族へのすきを手交し、

局長によれば、引渡された遺骨は一旦同市東萊区(?)
釜山靈園の納骨堂に安置され遺族の居住する市・道別

に整理されるとの由であった。

5. 韓国側慰靈祭等

(1) 12月21日午前10時より釜山市東萊区金井中學校校庭
(上記釜山靈園の近傍)において、韓國政府主催(委員長

保健社会部長官(朴次官代理出席)で公式に開行された。会場には約1000名の遺族が自身地割に参列し、正

面の祭壇の右肩には山下次官、後宮大使、田村総領事名のものを含む掲花が居並び、末賓席には朴次官以下の日韓

関係者が着席した。先ず保健社会部衛生局長の発言があり、これなかで「今回奉還された911柱は1971年の246

柱に続き、新たに身元が確認されたので、残余の遺骨についても引き続き奉還交渉をして行きたい。との趣旨

が述べられ、次官による長官追悼の辞代読、読経、最後に焼香が行なわれた。次官、金山区長につづ

いて後宮大使、田村総領事も焼香したが、この間会場の遺族の中には各所にすすり泣きの者がみられ

最後に遺族代表の焼香の時には、遺族会長ほか2名の花婦人が故人へ呼びかけて絶叫し、泣き崩れた。主

催者側役員がたちちにこれらの者を助け起して会場の脇へ運び去り、その後短時間で開食となりたので、一時空

り伸びが心配されたもの。これ以上の連鎖反応は起きなかつた。警備當局は、後宮大使をはじめ日本政府

~~の車~~ 廉價者には同乗警護をつける程の気配りより、約600名の警察官で式場及び周辺の警戒に当つた。

(2) 納骨式における暴力事件

上記遺靈祭終了後 金山靈園納骨堂において韓國

側のみによる納骨行事が行なわれたが、その際遺骨引渡し等をめぐり、遺族側と保健社會部・市側両

に騒動があり、金(健生)課長及び警官1名が相当の負傷をした類である。上記騒動を因難し

太平洋戦争被韓国人慰靈事業協賛会(会長石井光次郎)の石原事務局長(本慰靈行事に参加のため訪韓中)

の述べるとこによれば、混乱のきっかけとなつたのは納骨堂に金鎖により施錠したまま行進を進めたとした当局の無

神経振りにあるとの。實際は戦没者補償の高額獲得の運動を進めている。対日民団請求权戦死者遺族会

(会長 崔宗宇)が政府に圧力をかけ目的で本件連絡の現地感情を利用して連絡を強化し騒ぎを煽動

したもののが由り、崔会長は12月23日金山総領事館を訪ね、食糞員に対し今度の騒動は日本に対する何等の意

④ もない旨述べた。

~~600万ドルの賠償を要求する~~

6. 事件処理にあたっての問題点 及び教訓事項

(1) 交渉回、10月26日当方より韓国側に対する少くと

も約850本は遺骨引渡し後に派生する問題は

韓国政府の責任で処理することを条件として、戸籍

謄本等の書類を必要とせずに韓国政府に引渡

してきしつかえないとの韓国側リストに対する厚生省の

検討結果を伝えた翌日があつたが、次の午後交

渉がにつまといつれて、当方は上記の如き 曖昧

な条件では保管者としての日本政府の責任上

必ずしも適切ではないとの見解にいたまり、前記

1. (3) の如き口上書の交換を条件とすることになり、

このため口上書交換は引渡しの前日になってよう

やく実現することとなった。今後、遺骨処理にあ

たっては、主管者たる厚生省の見解をベースとす

~~3:45は当然であります。~~

れど、これを鶴呑みにするべからず、当省としては独自

の立場から（特に法律的な面で）十分に検討

を加えた上で交渉に臨むことが必要である。

(2) 本件の交渉は当初東京で行なっていたが、韓国

側担当者であった禹前在日韓国大使館 政務課長

代 外務部東北亞州一課長として常駐するところ

たため、本件に因る東京における双方の理解に不

レが生じ、交渉成手の事態が起きた。鳥謹

長が12月初旬以来日してからは、これを是正して主と

てソウルにおいて交渉する所としたため、韓国側が

希望する12月20日より渡し期日にからむけて(2)

に合ったが、交渉場所を状況に応じて適切に

すことが肝要である。

(3)前述のことく12月21日の内閣式では騒動が

起きたが、幸い当方がこれに出席していなかつたので

圓滑的をアシテトモ惹起する事となつた。

(引渡し直前に至る)

(また) 遺骨リスト及各遺骨に標記した故人の

(生年死年)

姓名は前例に準じて日本名のままでいた。

日本名を標記することにより現地遺族に

感情を与えられたかったので最初これを韓国

名に変更した経緯があった。) このように、本

件は韓国人遺族の微妙な対日感情の露

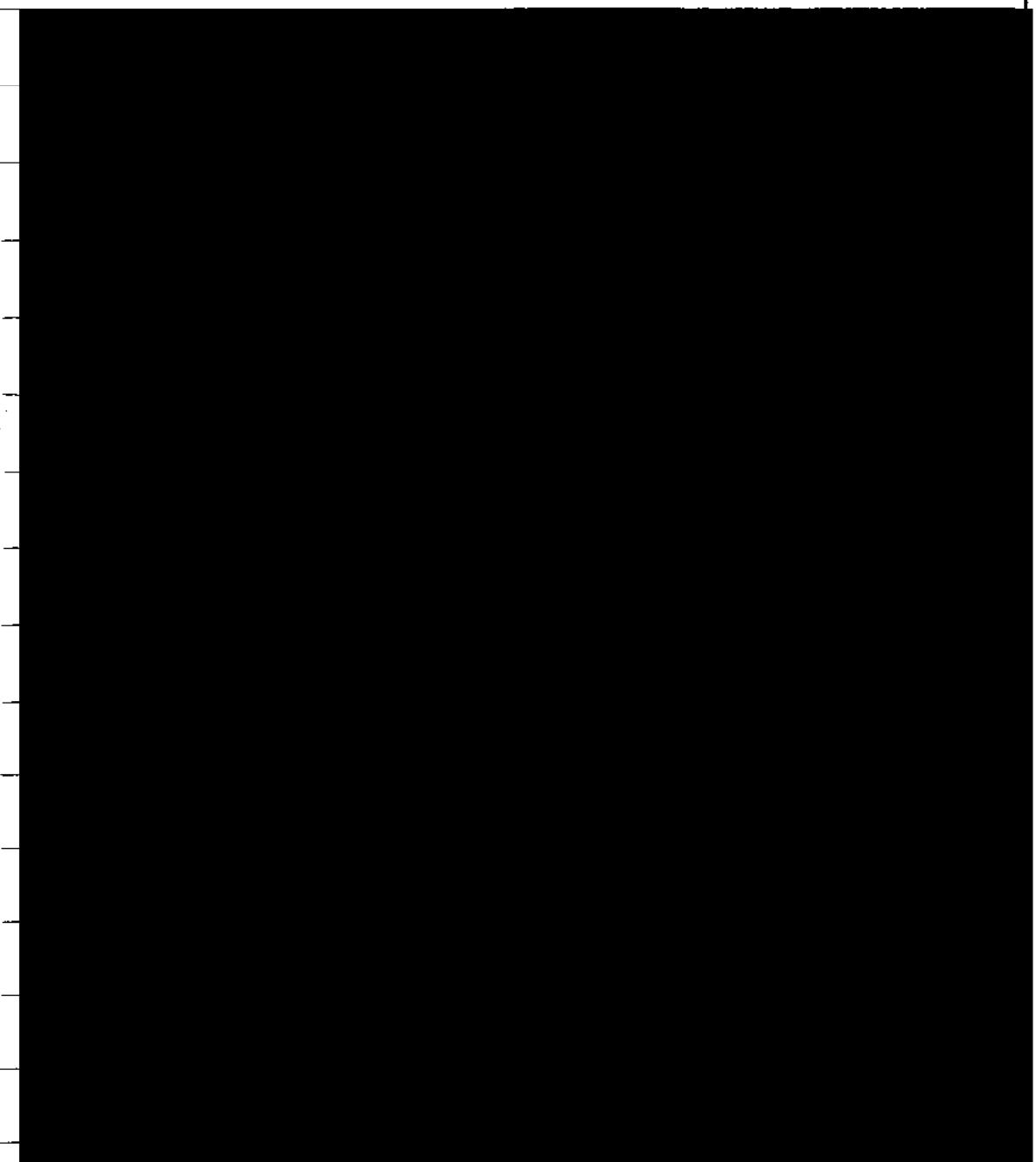
露をより易く不測の事態を引き起しこれがあ

り得るので、この点、処理にあたっては前例に

甘人することなく、韓国人の注意を払う必要があ

る。

(3)



(4) 残存遺骨の早期引渡しは韓国政府へ

との日上書にも重望されたのみならず、該電空

の報告においても 韓方に対する韓国政府の

実現的努力と宣言表しているのに対し、当方

も山下次官が早期引渡しの意向を表明して

おり、なるべく早い時期に当方から何等かの

解決策を提案する必要がある。

60/21

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
REPUBLIC OF KOREA

OAT - 1349

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of Japan, and has the honour to refer to the remains of the Koreans who died during the Second World War as members or civilian components of the Imperial Japanese Armed Forces.

The Government of the Republic of Korea has been requesting the Government of Japan to return to Korea at an early date the said Korean remains which are in the custody of the Japanese Government.

As regards those Koreans who are listed in the enclosure, the Korean Government examined the relevant legal documents submitted by bereaved family members and found that the said bereaved family members are authentic.

As these bereaved family members are hoping to take over the respective remains without further delay, the Korean Government wishes to request the Japanese Government to transfer the remains to the Korean Government at an earliest possible date.

The Korean Government has further the honour to request the Japanese Government to return the remains of Koreans which are in its present custody and not listed in the enclosure.

The Ministry of Foreign Affairs avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

Enclosure : List of Bereaved Family Members

19 December 1974

Seoul

No. P-439

NOTE VERBALE

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honour to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbales № 1349, dated December 19, 1974, and to inform the latter that the Government of Japan will return those ashes which have been requested by the Government of the Republic of Korea in the above-mentioned Note to the Korean Government at Pusan on December 20, 1974.

The Embassy has further the honour to request that the Korean Government will without delay transmit those ashes to the bereaved families.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

December 19, 1974.